

レスポルトスポーツクラブ年間更新規約

近藤レスリング道場

レスポルトスポーツクラブ移行時、年間契約は移行いたします。

<p>〔名称〕 第 1 条 本教室は近藤レスリング道場（以下単に本教室という）といい、ちびっ子レスリングコース・大人アマチュアレスリングコース・部活（アスリート）レスリングコースを設ける。クラスは教室毎に別に定める。</p> <p>〔所在〕 第 2 条 本教室は、福岡県久留米市山本町豊田 1632-4 K' xizCommunication 株式会社（以下単に本法人という）に事務所を置く。</p> <p>〔目的〕 第 3 条 本教室は、スポーツマンシップを身につけ、健全な心身の育成を図り、地域社会の生涯スポーツ振興と選手の育成および競技力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>〔入会資格〕 第 4 条 本教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。 （1）本教室の目的に賛同する方。 （2）各クラスの対象年齢以上の条件に該当する方。 （3）スポーツを行うに適した健康状態である方。</p> <p>〔入会手続〕 第 5 条 1. 本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い本教室に申し込み、別途定める活動開始日から活動に参加することができる。 2. 所定の金額を入会金として本法人に寄付するものとする。</p> <p>〔会費〕 第 6 条 会費は次のものをいう。 （1）年会費（施設協力金） （2）月会費 （3）スポーツ保険費 （4）入会金 （5）会費引落し手数料 1. 年会費は本教室の施設・設備の保守管理に対する協力金として、寄付するものとする。 2. 月会費、参加費、受講料は指導の対価として、非償還込みの金額とする。 3. 会費は本教室が定める会費を、所定の手続きにより支払う。 4. 休会・退会が無く、生徒都合にて月のレッスンを一度も参加していても、月謝は発生するものとする。 5. 休会・退会が無く、生徒都合にて月のレッスンを一度も参加していない場合でも、月謝は発生するものとする。決済日は毎月 26 日（請求確定締切日は毎月 12 日）とする。月謝袋支払いをご希望は、手数料として通常月謝に加えて 500 円追加となります。 6. 月謝の支払いに関しては、株式会社メタックスベネフィットの運営する「会費ペイ」にて決済をするものとする。決済日は毎月 26 日（請求確定締切日は毎月 12 日）とする。月謝袋支払いをご希望は、手数料として通常月謝に加えて 500 円追加となります。 7. 会費ペイの登録に関しては、ご入会手続き後 2 日以内に実施して下さい。</p> <p>〔会費の不返還〕 第 7 条 一旦入金した入会金、施設協力費、月会費、受講料は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。 欠席による返金はないものとする。 休会の申請は、月謝の発生は、入会不許可の場合に限り発生し、返還はしない。 年度更新による年会費の発生は、レッスンを一度でも参加した場合に発生します。</p> <p>〔会費の滞納〕 第 8 条 1. 会費が会費の納入を怠ったときは、本教室は指導を停止し、または退会させることがある。 2. 滞納未納が 3 ヶ月以上続いた場合には、支払いまでかかった期間を含めた月謝の支払いの上、退会するものとする。請求に関して、対応しない場合は、当社規定に則り法的処理を行うものとする。支払いに関しては、銀行振込にて対応する場合もあります。 3. 月謝を滞納の場合は、レッスンの参加不可となり、施設への入館をお断りする場合がある。</p> <p>〔練習日、期間および時間〕 第 9 条 1. 本教室の練習日、期間、時間については各教室の練習計画カレンダーによる。 2. 使用施設もしくは競技会等による行事のやむをえない事情により、定められた練習日、時間、期間等を変更または廃止することがある。 3. 行事による廃止の補填の練習は基本的にないものとする。 4. 行事に関しては、レッスンが滞りなく実施されることを優先する。 5. 年間レッスン回数として、週 1 プラン（36～48 回/年間）、週 2 プラン（72～96 回/年間）、週 3 プラン（108～144 回/年間）と変動する事がある。最低回数を満たない場合は、補填するものとする。 6. 月間レッスン回数は 3 回～4 回とする。 7. 試合や合同練習や出張合練習に関してもレッスン実施回数に入るものとする。</p> <p>〔会員のモラル〕 第 10 条 会員は次の事項を厳守しなければならない。 （1）フェアプレーの精神をモットーとし、会員全員がスポーツに親しみ楽しめるよう努めること。 （2）本教室の目的に沿った善行を遵守すること。 （3）各教室が別に定める善行を遵守すること。 （4）練習に際しては、本教室が指定したスポーツウェアがある場合にはそれを着用し、常に清潔を保つこと。 （5）道場内での、宗教的な勧誘及び、ねずみ講などの勧誘はしないものとする。発覚した場合に関しては、賠償責任を負ってもらうものとする。 （6）会員がレッスン参加に消極的な場合は、保護者にて参加を促してもらったり、保護者にて監視してもらうものとする。 （7）指導方針に関して、会員エゴによる要望は一切受けられないものとする。但し、発展なる意見は導入する。 （8）SNS などインターネットによる本教室への誹謗中傷の書き込みなどに関しては、当社にて解析し（本人断定可能）、当社専属弁護士による法的処理をするものとする。</p> <p>〔観覧や父兄参加に関して〕 第 11 条 観覧や会員の父兄は次の事項を厳守しなければならない。 （1）送迎に関しては、時間通りに待機し、送迎時間にお迎えが出来ない事が続く場合は、別途費用を頂くか、第 15 条に準ずる。 （2）レッスンに父兄が参加による、事故やけがに関しては一切補償しない。 （3）本教室に関して、教育方針に口出しをしないものとする。 （4）観覧は基本的に自由とする。</p> <p>〔休会〕 第 12 条 1. 所属する教室の休会（引続き 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、前月 15 日までに届け出なければならない。 2. 休会の期間は 3 ヶ月以内とし、延長する場合は、再申請をするものとする。 3. 休会の期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその月から月会費の全額を毎月支払わなくてはならない。</p> <p>〔試合の参加に関して〕 第 13 条 1. 試合会場までの送迎に関しては、各自で行うものとする。 2. 参加に関しては、本教室を前にて参加するものとする。 3. 日本レスリング協会規約に準ずる。 4. 参加費用や個人にかかる必要経費は、各自で負担するものとする。 5. 本教室が参加を定める以外に個人的に試合の参加の為、セコンドが必要な試合に関しては、セコンドの交通費を負担して頂くか、選手の保護者にてセコンドと試合の送迎を実施するものとする。</p> <p>〔練習態に関して〕 第 14 条 1. 基本、運動のできる格好。 2. レスリングシューズは個人で準備頂くか、本教室に依頼することも可能。 3. レスリングシューズを履かない場合は、体育館シューズ及び素足にて実施。 4. 着替や拭きタオルなどを準備すること。 5. レスリング時には装飾品などは身に付けずに参加する事。</p> <p>〔脱会〕 第 15 条 1. 脱会を希望する会員は、脱会希望前月 15 日までに届け出なくてはならない。 2. 退会後、再入会に関しては、期間に関わらず、入会金・年会費が発生するものとする。</p> <p>〔教室またはコース・日時の変更〕 第 16 条 各教室の会費で他の教室への変更もしくはコース・日時の変更を希望する会員は前月 15 日までに届け出なければならない。 但し、コースの枠数の空きがない場合は、枠があくまで異動は出来ないものとする。</p> <p>〔会員の変更事項〕 第 17 条 会員は住所、連絡先等、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨届け出なければならない。</p> <p>〔除名〕 第 18 条 本規約に違反する等、本教室の会員として不適切と認められた者に対し、本教室は指導員の意見を聞いた上で除名することができる。 会則を遵守しなかった場合、本教室・指導員の名誉を著しく傷つけた場合、指導員への指導を受け付けない場合、風紀を乱した場合、保護者による本教室が判断する不当な申し入れがあった場合にて除名することができる。 会員の送迎をかける行為が著しく善行がないと判断した場合、除名することができる。 レッスンの指導に対して、指示に従わず勝手な行動をとったり、周りの生徒に著しく迷惑をかけていると判断し、改善が見受けられない場合は除名することができる。 本教室の指導方針に対して、従わない場合や社会的ルールを守れない場合は除名することができる。 除名となった会員及び、関係者に関しては、除名後、本施設を出入り禁止とする。</p> <p>〔事故の責任〕 第 19 条 1. 会員は、教室の活動に当たっては施設管理責任者並びに指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本法人、本教室、指導員等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。 2. 活動中およびその往復の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。 3. レスリングによる事故やけが、盗難、傷害等の事故が起こっても本法人、本教室、指導員に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。 4. レスリングのスポーツ特有性により、「耳」が内出血し腫れてしまう症状や腰痛やその他、長期による怪我の発生する場合があるが、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。</p> <p>〔施設器具の破損〕 第 20 条 会員は活動中に、施設器具等を故意・不意に関わらずに破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。修理及び、同等の物による交換及び、金額的賠償となる。 〔HP 掲載に関して〕 第 21 条 1. 本教室の活動、イベントの活動による写真や動画の素材に関しては、本法人が自由に掲載する事ができる。 2. 画像・動画の著作権に関しては、本法人の管理下にあるものとする。</p> <p>〔細則〕 第 22 条 本規則に定めのない事項および運営上必要な細則は本教室が別に定める。</p> <p>〔規約の改定〕 第 23 条 本規則の改定は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。</p> <p>〔施設の禁止・利用制限〕 第 24 条 本教室は、次の理由により本教室の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができる。 （1）感染的な病気の蔓延や台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故など本教室の業務遂行に支障があるとき。 （2）施設の改修または補修工事実施のとき。 （3）法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。 （4）施設の権利制限が維持される状態に陥る可能性があるとき発生したとき。 （5）その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められたとき。 （6）イベント・本法人の事情により臨時休業が必要なとき。</p> <p>〔その他〕 第 25 条 送迎時の事故及び、駐車場の事故及び損害が発生した場合に関して、本法人は一切保証しないものとする。 送迎時に関するトラブル及び事故に関しては、本法人は一切保証しないものとする。 キャンペーン適用外の項目に関しては、本法人は一切対応しないものとする。</p> <p>〔施行〕 第 26 条 本規約の施行は、令和 5 年 4 月 1 日からとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 上記の内容に同意した上で、入会致します。</p> <p>-----同意のサイン-----</p> <p>年 月 日</p> <p>ご署名</p>
--	--